

## 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 茨城県

農業委員会名： つくば市

## I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和3年5月19日

任期満了年月日 令和6年5月18日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	21
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	28	28	28

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	3,828
農業経営体数	2,196

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,162
女性	802
40代以下	177

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	283
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	20
農業参入法人	31
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,600	5,350	5,350			9,950

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	10,000 ha	2,591 ha	25.9 %
課題	農業従事者の減少、高齢化等による遊休農地の増加及び農地の分散化により、担い手への農地の効率的な集積・集約化に支障をきたしていることから、農地中間管理事業等を活用した農地利用集積を図る必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ②目標

農地の集積の目標年度	令和5 年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	2,709 ha	農地面積(C)	10,000 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	5,300 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	53.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③実績

今年度の新規集積面積	262.1 ha	農地面積(F)	9,950 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	3,099 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	31.1 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	58.7 %		

農業委員会の点検結果	地域計画の目標地区素案を作成するため、地域ごとの座談会を通じて各地区の問題点を共有しながら、農地集積に向けた意思形成を図る。
------------	----------------------------------------------------------------

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	276 ha	267 ha	9.0 ha
高齢化や後継者不在等により管理できない世帯が多く、また大型機械が入らない条件の悪い農地等については担い手への農地集積が難しいため、遊休農地解消の意欲低下に繋がっている。引き続き農地中間管理事業による担い手への農地集積を進める必要はあるが、集積しにくい農地の解消対策についても推進していく必要がある。			

##### ②目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	267.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	53.4 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	9.0	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	基盤整備が必要な農地について担当課へ情報を共有し、関係課と連携して基盤整備の計画を立てる。
-------------------------	-----------------------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	14.0	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	18.7	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/ (C)	20.8	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	策定していない
-------------------------	---------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.4	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年7月		令和4年9月	
	1号遊休農地の面積	292.0 ha	うち緑区分の遊休農地	290.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	2.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年11月から令和5年3月		令和5年3月	

農業委員会の点検結果	意向調査では、自ら耕作再開あるいは所有権移転との回答が4割を占めるが、地域全体の高齢化等により遊休農地を解消することが困難となっている。農地中間管理事業等について改めて周知し、農地の有効利用を図っていく
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	6 経営体 4.4 ha	1 経営体 0.7 ha	31 経営体 14.7 ha
課題	就農に当たっては、資金調達や農地の確保、技術習得等、収納開始までに解決すべき課題が多くあるため、営農計画の作成等について関係機関と連携した支援が必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	197 ha	200 ha	210 ha	202 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	10.1 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	0.0	ha
公表URL	(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)	0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	経営体
	取得農地面積	ha

農業委員会の点検結果	引き続き市独自のグリーンバンク事業を活用しながら、新規参入者の農地取得について支援していく。
------------	------------------------------------------------

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	22	人
			農地利用最適化推進委員の人数	28	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	②	農地再生チャレンジ事業 (遊休農地を農業委員会で再生させ、その農地を意欲ある担い手に引き継ぐ)
10月	①②	利用意向調査 (農地所有者を戸別訪問し、遊休農地の解消・農地の集積に繋げる)
12月	①	農地の意向把握及び年金加入推進戸別訪問 (農業者を戸別訪問し、農地の意向把握を行い集積へと繋げると共に、年金加入推進を実施する。)

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	②	農地再生チャレンジ事業 (遊休農地を農業委員会で再生させ、その農地を意欲ある担い手に引き継いだ)
11～3月	①②	利用意向調査 (農地所有者を個別訪問し、遊休農地の解消・農地の集積に繋げることができた)
12月	①	農地の意向把握及び年金加入推進戸別訪問(農業者を戸別訪問し、農地の意向把握を行い集積へと繋げるとともに、年金加入推進を実施した。)

※ 強化月間の結果欄は、強化月間に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

### (3)新規参入相談会への参加

#### ①目標

新規参入相談会への参加回数	2 回		
開催時期	令和4年5月20日	相談会名	就農支援者研修会
参加者数	8	開催場所	オンライン参加
相談会の内容	就農希望者の確保・定着に繋げるため、就農支援にかかわる農業者及び関係機関の職員・委員等を対象に茨城県の就農支援の現状や各種制度について理解を深める。		
開催時期	令和5年2月11日	相談会名	新農業人フェア
参加者数	5	開催場所	イーアスつくば(予定)
相談会の内容	県内の就農合同説明会。新規就農希望者が県内の農業法人等の出展するブースで相談するもの。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### ②実績

新規参入相談会への参加回数	2 回		
開催時期	令和4年10月26日	相談会名	企業の農業参入セミナー
参加者数	1	開催場所	常陽銀行つくばビル
相談会の内容	「儲かる農業」を実現するための農業参入に関する情報提供や、企業参入支援体制等の紹介等を行い、企業の農業参入の促進を図る。		
開催時期	令和5年2月11日	相談会名	新農業人フェア
参加者数	4	開催場所	イーアスつくば・オンライン参加
相談会の内容	県内の就農合同説明会。新規就農希望者が県内の農業法人等の出展するブースで相談するもの。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

#### 目標の達成状況の評語

目標に対して期待通りの結果が得られた
--------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

#### 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	7
目標に対し期待を上回る結果が得られた	13
目標に対して期待どおりの結果が得られた	23
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	7

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : 茨城県  
 農 業 委 員 会 名 : つくば市

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
運営委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		264 件	うち許可	248 件			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	25 日	
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない	

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		427 件	うち許可相当	419 件	うち不許可相当	0 件	
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	25 日	

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	10,000 ha	年度末時点の違反転用面積	0.7642 ha
	違反転用解消のために実施した活動内容	違反転用者に対して農地法に関する理解を促進するとともに、関係部署と連携して是正指導を行っている。		
実 績	違反転用解消面積	0.2524 ha		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入